

公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団（以下、「この法人」という。）の定款第16条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第27条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款13条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人の役員及び評議員は、無報酬とする。ただし、公認会計士又は税理士の資格を持つ監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の公認会計士又は税理士の資格を持つ監事の報酬は、別表「公認会計士又は税理士の資格を持つ監事の報酬」に定める金額の範囲内とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月21日に支払うものとする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基

準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人いしかわ子育て支援財団の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別 表	公認会計士又は税理士の資格を持つ監事の報酬
	年間報酬総額 720,000円